



内閣情報部監修

獨子合邦後の歐洲情勢

重
後

時局資料

昭和十四年五月

310
138

14

310
138

凡 例

- 一、本書は時局認識の爲めの参考資料として編纂したものである。
- 二、本書の内容は成る可く廣く利用せらるゝことを希望する。
- 三、本書の全文を轉載し或は小冊子として刊行し又は一部を引用する事差支なく、其の場合には掲載せるもの三部を内閣情報部（内閣總理大臣官舎内）宛送附せられ度。尙特に複製希望の向は、本書の組版を利用する便宜もある。

一四、伊 太 利	三九
一五、白 耳 義	四二
一六、チエツコ	四二
一七、北歐及びバルト諸國	四三
一八、西 班 牙	四四
一九、葡 萄 牙	四五
二〇、結 論	四六

獨チ合邦後の歐洲情勢

一、緒 言

本年三月獨逸が一夜にしてチエツコを合併し、スロバキアを保護國化してから旬日を経ないで、四月六日突如伊太利軍隊のアルバニア上陸、八日首都チラナの完全占領を見るに至つて、世界は今更の如く獨伊樞軸の鞏固且つ積極的な點に驚異の眼を放つたのである。茲に於て英佛は最早獨伊兩國の離間策は到底效を奏するものとは思考せず、他方客年十月ミュンヘン會議の際英首相チェンバレンが執つた妥協的態度は、之又獨伊の進出を阻止し得ないことを自覺し、今や獨伊樞軸に對しては強力を以て對抗せざるを得ないものと考へたものゝ如く、最近に於ける英佛の外交的活動は誠に活潑であり、殊にバルカン方面に於ける英國の動向並びに之に對抗する獨逸の工作等は注視に値するものがある。試みに歐洲各國の外交活動を觀察するに、大要左の如きものが認められる。

二、波 蘭

チェッコ問題發生後獨逸の次期進出は、波蘭方面であらうとの見透しは最も有力となつたが、其の後英國は四月三日所謂波蘭援助の一方的重大宣言を行ひ、續いてチェンバレン首相及びベック波蘭外相との間に重要協議が行はれた結果、英波相互援助條約の基礎が決定せられたのである。其の内容に付いては未だ公表せられないが、要旨は左の如きものと傳へられて居り、又四月六日英國下院に於けるグリーンウッド(勞働黨)の質問に對するチェンバレン首相の答辯が、略々同趣旨を述べて居るところを見ても、大體正鵠なるものと考へられるのである。即ち

- (一) ベック外相と英吉利當局との會商の内容は、廣範圍に亘り或る種の原因に關し、兩國間に完全な意見の一致を見たこと。
- (二) 英波兩國は、英吉利政府が波蘭に與へた四月三日附一方的且つ暫定的保障に代るべき、相互的且つ永續的性質を有する協定を結ぶの用意があること。
- (三) 永續的協定の成立を見る迄波蘭政府は、英國が波蘭に與へたと同様の條件の下に、英吉利を援助するの義務を負ふべき旨の保障を與へる。
- (四) 永續的協定は暫定的協定と同様如何なる國家にも向けられたものではなく、兩國の一方の

(2)

獨立が、直接又は間接に脅威を受けた場合援助を爲す。

- (五) 永續的協定の締結に先立ち、援助義務の發生すべき各種の場合を正確ならしめることに付き、或る種の問題を更に検討すること。

- (六) 但し本協定は他の國との協定締結を何等妨げるものでなく、又其の義務を無視するものでもない。

と云ふ様なものであり、之を吟味してみるに防守同盟の如き性質を有するもので、直接又は間接に脅威を受けた場合と規定したのは、英國側にとり英國領土の侵害無くとも、例へば白耳義の領土侵略を見た場合をも含むものであり、且つ又獨立が脅威を受けた場合と述べて居るのは、必らずしも領土侵略を意味するものでなく、兩國の Vital Interest が脅威せられた場合をも包含して居ると見るべきである。又「獨立が直接又は間接に脅威を受けた場合」の字句に對し、更に「波蘭政府の意思に反し、而かも波蘭側に於て抵抗した場合」の字句が附加せられて居るとの説が各方面の情報を綜合し最も有力である。

以上を顧みる時、英國側としては確かに外交上の一大轉換を爲したものと認められるが、而かも尙對波保障に付いては深甚な注意を怠らず、獨波直接交渉の結果例へばダンチヒ問題或はコロドール問題に付き、獨波間に妥協の成立した場合には、英國としては之に容喙するものに非

(3)

すとの留保を附したものと考へられる。之を波蘭側より見れば、獨逸のチェッコ侵入の例に倣ひ、獨軍の占領に依り既成事實を作られることに對しては、飽迄之を防止せんと考へより、英國側の援助を受諾したものと認められ、之と平行して佛波同盟を強化し、英佛に依る壓力を以て獨逸の進出を防がんと意圖は充分に觀取せられる。然しながら波蘭としては、曩に獨逸のチェッコ併合直後英國側提案に基づく共同宣言案に蘇聯邦を加せしめ、英、佛、蘇の保障を得ることに對しては拒否的態度を示して來たが、右は蘇聯邦に對しては從來の態度に何等變更を加へることを好まず、不可侵條約以上に深入りするを欲しないと云ふ態度を堅持して居るものと考へられる。右は蘇聯邦との協力實現の曉には對獨關係の惡化は必然であり、却つて東歐の危機を早めるとの認識に基づくものと云ふべく、更に一旦戰爭勃發の際、波蘭は獨蘇兩軍の東西よりの侵入に遭ひ、獨蘇衝突の戰場と化すること自明の理であり、其の結果如何なる事實關係が生ずるやば捕捉し難い。従つて對獨關係に付いても英波協定に拘らず、成る可く兩國關係改善を目指し居るものと考へられ、獨波不可侵條約の強化を考へ居るもの、様である。

(4)

要するに問題は波蘭の北海に對する港の問題に歸著する。獨逸は如何にして此の波蘭側の要求を満たし得るやにあるので、或は波蘭よりダンチヒに對する鐵道並びに道路の專有を許し、ダンチヒ港の使用に對しては、從來の如き便宜を供與すると云ふような方法が考へられる。

現在に於てもダンチヒ自由市の政府當局の過半数は獨逸人に占められ、波蘭側の便宜はダンチヒの獨逸返還後と雖も現在と比較し、さして不便を感じるものとは考へられない。

波蘭は次に獨蘇接近説に付いて相當神經を惱まして居るもの、如く、歐洲戰爭突發の際蘇聯邦としては自國が攻撃せられない限り、中立の態度を執ることに關し、獨逸と諒解を遂げて居るのではないかとの説があるけれども、右は條理としては考へられるが、獨蘇國交の根本的基調並びに兩國の感情の見地から、果して斯る諒解の成立については甚だ疑問とするところである。波蘭としては更に自國と略、同地位に在る羅馬尼との關係調整を考慮して居るが、現在迄のところ具體的結論に到達したものと考へられない。羅波關係は常に平行して考察せらるべき性質のものとも考へられる。

(5)

三、羅馬尼

羅馬尼に對しては英、獨共に火の出る様な競走を爲し、羅馬尼の獲得に努力して居るが、最も顯著な事例として茲に獨羅經濟取り極めを擧げることが出来る。獨逸はチェッコ問題發生前よりゲーリングを派遣し、種々畫策を爲して居り、又羅馬尼側よりもツォールタートの派遣方を要求してゐた處、偶々羅馬尼鐵衛團黨首殺害事件があり、交渉は一時停頓してゐたのであつた

が、二月以來再び交渉を開始し、在羅英國公使の暗躍にも拘らず三月二十三日ブカレストに於て獨羅經濟取極の調印を見るに至つた。右取極の結果獨逸は羅馬尼内に於て種々の資源獲得、其の他各種工業に参加し得ることゝなつたが、本條約の内容を検討するに、從來の此の種條約より遙かに徹底したものと云ふ事が出来る。即ち

(一) イ、兩國關係官署は從來の經驗を交換し飼料、酒實、纖維植物等の農産物の増産に著手すること。

ロ、農産品工業及び同加工業の擴充新設

林業擴充。

(三) 鑛山業の爲め機械及び設備の供給。

銅含有硫黄鑛、クロム鑛、マンガンの開發の爲め獨羅合辦會社を設立。

(四) 石油資源の探查。

獨羅合辦會社を設立。

(五) 工業界の協力。

(六) 商工企業の設定せられる自由地帯の設立。

(七) 羅馬尼陸海軍及び軍需工業の爲め軍需品供給。

(6)

(八) 輸入制度の改善、道路網及び水路の建設。
(九) 公共企業建設。
(十) 銀行協力。

の廣範圍に亘るもので、一部に於ては右に秘密協定が附隨し、洪牙利の國境保障、猶太人の排斥等を含んで居ると傳へられて居るものであるが、其の眞偽は別として、獨羅間に相當緊密な關係の樹立せられたことは否めない事實である。

他方英國は四月四日英下院に於けるスタンレー商相の言明に依ると、英國は近くリースロス

(7)

を團長とする經濟使節を羅馬尼へ派遣し

(一) 新通商協定の交渉はしないが、貿易促進の爲め特定措置に關する原則的協定を爲すこと。

(二) 綿業關係者を參加させるかどうかは研究中。

(三) 清算協定専門家を參加させる。

等の計畫を有する旨を述べて獨逸側に對抗し、更に伊太利のアルバニア併合後、希臘及び羅馬ニに對し援助を爲す旨の宣言を爲し、羅馬尼の引入策に奔走したが、之を羅馬尼側より見るときは、羅馬尼としては最近の國際情勢に鑑み一方には英佛に秋波を送りつゝ、他方獨逸に氣兼ねを爲し、最近英首相の聲明に先立ち、英國より波蘭と同様の立場を受諾するかと云ふ點に關し、

内意を問はれた際にも、獨伊側への顧慮より煮え切らない態度を示しつつ、英國の自發的一方的宣言は之を歓迎する旨を仄めかした。其の後英佛に對し種々工作を爲し、外務大臣所有紙チンピルの編輯長を巴里に派遣し、文クレチアノ外務次官を英佛等へ目立たない様に派遣して居る有様である。然しながら、對獨關係に付いては以上の注意を拂ひ、英國首相の四月十三日附援助宣言の際にも「羅馬尼は英國今回の自發的措置を歓迎する。右は平和保持に貢獻するところは大であるが、羅馬尼は一切の國との友好關係を欲するもので、獨逸とは最近經濟協定を締結した」との趣旨の發表を爲して居るのを見ても、獨逸に對する氣兼ねを充分察することが出来る。尙ガフエンコ羅馬尼外相は土耳其に赴き、バルカン情勢に關し意見交換の後、ヒットラーの五十年誕生祝賀の爲め柏林に赴いたのである。

一方羅馬尼の蘇聯邦に對する態度は波蘭と同様で、過般の英國提議に係る共同宣言に對しても、波蘭と同步調をとり躊躇の色を示し、又ベッサラビヤ問題に對する蘇聯邦側の意圖に對し懷疑的態度を持して居る。波蘭にしても、羅馬尼にしても、英佛の武力援助に對しては充分の信頼を掛け得ない模様で、英國の援助宣言に際しても、土耳其が英國海軍のダーダネルス海峽通過を認めた際には、賛成しようとの條件を附して居ると云ふ説もある位で、萬一獨伊對英佛の衝突勃發の際洪牙利、ユーゴスラビヤ、ブルガリヤ等の動向が不明瞭なので、果して英佛の東

歐に於ける武力的援助が實行せられるかどうかについては懷疑論が多い有様である。此の見地から獨伊との關係に付いては相當現實的な取引を爲して居るが、英國の決意が漸次明らかとなり、又米國の態度に刺戟せられ、更に英國の對蘇聯邦及び土耳其政策が成功する曉には、再び英佛側に接近するのではないかと観測せられて居る。然し兎にも角にも自國の安全が第一であるから、獨伊の勢力が抑へ得ない事を悟つた時には、寧ろ獨伊に加擔して自國の安全を計るのでは無いかと考へられ、要するに壓力の強い方に與するものと斷ずることが出来る。

四、ユーゴスラビヤ

四月八日伊太利軍が數日にしてアルバニア攻略を完成し、首都チラナを占領したことに付ては、英佛をはじめとし米國に迄重大な反響を呼び起したのに拘らず、ユーゴスラビヤに於ては比較的反應少なく、新聞等に於ても餘り論議せられなかつたのは、伊太利との間に事前に何等かの諒解があつたものではないかと観取せられる。之は事前の通告ばかりでなく、或る程度の保障を與へられてゐたのだとも推察せられるのである。抑々伊太利のアルバニア上陸の理由として發表せられたところを見ると、伊太利はアルバニア國王ツォーグ一世から軍隊の派遣を依頼せられたが、右はユーゴスラビヤ國境に配置する爲めであると云ふことが判明した爲め、

伊太利としては善隣關係にあるユーゴスラビヤと事端を構へることを欲せず之を拒絶したのに對し、アルバニア國王は却つて伊太利の不法等を稱へた爲め、アルバニア上陸を敢行したものであると述べて居るが、右は伊太利とユーゴスラビヤとの間に或る種の諒解があつたものと推測する事が出来るのである。又四月十三日英國の對希、對羅援助宣言にユーゴスラビヤの漏れて居ることは、英國としては最早ユーゴスラビヤは獨、伊、洪の爲完全に包圍せられ、施すべき術のないことを自覺した爲めでもあり、又獨伊と完全に妥協して居る事實を觀破せる爲めとも思はれる。ユーゴスラビヤの中歐に於ける地位並びにアドリヤ海に於ける伊太利の勢力を觀察する時、右は當然の歸結と云はなければならぬであらう。

五、土耳其

四月十三日附英國の對希、對羅援助宣言の後、英國は土耳其に向つても積極的工作に出て居り、英國としては獨逸包圍政策のキー・ポイントは土耳其に在りとの認識を持ち、東歐諸國に對する保障の關係上土耳其を取入れ、ダーダネルス、ボスフォルス兩海峽の通過の自由を確保することが絶對に緊要であるので、目下此の方面に對し全力を集中し居る模様である。之が爲めには蘇聯邦の抱き込み、英佛軍事同盟を強化して土耳其に對し壓力を加へると同時に、東歐諸

國に對する工作の地盤を築かうと焦慮して居るもので、英土並びに土羅との間に相互援助條約說等をも宣傳してゐる有様である。土耳其としては目下のところ直接獨伊樞軸の脅威は感じないし、又地理的にも當分は危険を感じない。サイダム首相の如きはプロツク又はイデオロギイに依る國家群に對しては、飽迄も中立を堅持することが不變の外交方針であると述べて居るのは、注目すべき言動と思ふ。

六、ブルガリヤ

三月十九日ブルガリヤ首相はアンカラに土耳其總理を訪問し、土勃關係並びにバルカン情勢等に付き會談したが、何等具體的結果は見られなかつた。ブルガリヤと羅馬尼との關係は時折緊張し、チエツコ併合直後に於ても、トランスシルバニア方面に羅馬尼軍隊三軍團中二軍團の豫備兵が召集され、ブルガリヤ方面に兵力を集中した事實があり、又ブルガリヤは現状打破的主張を持つてゐて、バルカン協商にも参加しないので、協商國側から常に猜疑の眼を以て注視せられて居る。去る二月二十日から二十二日迄ブカレストに於て行れたバルカン會議の際にも、ブルガリヤのドブルジャ舊領回復の聲があつたのに鑑み、同會議の進行には各方面に少からざる注意を惹いた。今回の歐洲危機に遭遇し、ブルガリヤの舊領回復を條件に、バルカン協商參

加の交渉が進められて居るとの情報もあるが、真相は判明しない。英佛の對東歐工作の壓力如何にかゝはるものと思はれるが、元來ブルガリヤは獨伊側と良好な關係を有して居ることから考察して、獨伊樞軸の強化を見る時は、矢張りバルカン協商國とは對立的な關係を持続するものと考へられる。バルカン協商國側に於てもユーゴスラビヤの獨伊接近と共に、同協商は愈々弱體化せられるのではないかと考へて居る様である。尙十八日附ソフィヤ通信に依れば、米國大統領のメッセーヂに付き、ブルガリヤ官邊筋は平和を確保する凡ゆる提議は好意を以て迎へるが、右はヌイイー條約の平和的修正の途を拘束しないことを條件とするを解釋して居るが、右はブルガリヤの今後の要求に對して、豫め留保を附したものと認められる。

七、希臘

伊太利は希臘に對しては、アルバニア併合後同國の領土を侵す意思のない事を明らかにするし、英國は四月十三日附を以て、對希臘援助宣言を爲した爲め、同國の地位は目下のところ比較的安定の狀勢を示して居る。尤もアルバニアの併合に依り、萬一伊太利の忌諱に觸れるような行動に出た場合には、伊太利は斷乎希臘を撃つに至るべく、伊太利は海軍を動員することなく、僅かの陸軍の移動にて征服し得るであらう。又空軍による時はアルバニアよりサロニカ迄

(12)

飛行機にて二十五分、アテネ迄は一時間の短時間で飛來する事が出来るから、希臘の運命は最早英國の保障の如何に拘らず、完全に伊太利の掌中に在るものと云ふべきである。

八、洪牙利

洪牙利は一月十日滿洲國を承認し、二月二十四日防共協定に参加し、爾來完全に獨伊樞軸に参加したものと云ふべく、チエッコ問題發生後もカルパトウクライナに兵を進め、三月十五日波蘭領ラポチエネ國境に到着し、更にスロバキヤ領内にも十五軒乃至二十軒侵入し、其の後三月二十七日國境劃定の爲めスロバキヤ政府及び洪牙利軍代表間に交渉が行はれ、國境の劃定を見るに至つた。波蘭とは豫め諒解があつたものゝ如く、國境に達した洪牙利軍に對し、波蘭側は歡呼の聲を以て之を迎へた。羅馬尼は三月十七日對洪牙利國境方面に兵力を集中し、萬一に備へたが、其の後洪羅兩國關係調整の爲め、話合が行はれて居る模様である。世界大戰の結果、洪牙利は羅馬尼に大なる面積に亘る領土を併合せられ、爾來舊領土の回復を主張し、羅馬尼との間に抗爭關係を續けて來たものであるが、洪牙利議會に於けるチャーキー外相の演説は緊迫せる歐洲情勢を反省し、此の機會に於て、羅馬尼の現在國境の不可侵を聲明し、洪牙利及び羅馬尼兩國間の紛争を平和裡に解決せんとする決心を闡明した爲め、兩國關係は餘程緩和したもの

(13)

の様である。然しながら現在迄のところ、何等具體的結果を見るには至つてゐない。

九、英 國

チェッコ併合後の英國の外交政策は、上述の如く獨逸包圍政策を當面の外交政策の第一義的のものとして解釋し、専ら當方面に於ける工作に専念して居るもの、様である。右政策決定に至る英國政府の判斷の基礎としては、次の諸點を考慮することが出来る。即ち

- (一) 英國の國防線は和蘭、白耳義、佛蘭西等のライン國境を第一線とし、獨逸の東歐及び東南歐バルカン諸國(波蘭、ルーマニア、ブルガリヤ、希臘及びユーゴスラビヤ)を第二線とし、之より埃及、パレスタイン、土耳其、印度、緬甸、新嘉坡及び濠洲を第三線とし、之が防禦に全力を傾倒しつゝあるのであるが、焦眉の問題として獨逸の優位に對し之が包圍策を考へ、第一包圍線として羅馬尼及び波蘭に働き掛け、第二包圍線として蘇聯邦及び土耳其に工作することが必要であること。
- (二) ミュンヘン會議に於ける妥協の精神は最早死滅し、獨逸の武力的侵略に對しては、斷乎として挑戰する決意を固めたこと。
- (三) ミュンヘン會議以來、東歐諸小國に對するプレスチエヂを回復維持せんとすること。

(14)

- (四) 獨逸樞軸の鞏固なのを確めた結果、獨逸の東進政策及び伊太利の地中海政策に對し積極的對抗策を講せんとし、又日本の南進政策をも考慮に入れ、日獨伊三國間の目標の相異點等を慎重考慮の上、宣傳に基づく三國離間策を考究すること。

- (五) 英蘇の關係は今尙英國内に於ては蘇聯邦に對する猜疑心が相當強い爲め、速かな協定締結には尙ほ支障があるが、日獨關係から見ると、英蘇は相互に利用すべきであるとの見地から、徐々に接近策を謀り、對獨包圍第二線の樹立を計ること。

- (六) 獨逸のチェッコ併合は、過去に於て獨逸が唱へて來た獨逸民族主義の主義上の犠牲であり、此の點に付き英佛共に宣傳に利用すること。

(15)

以上のような見解から、英國は先づ英帝國の結束を鞏固にし、例へばパレスタイン問題解決の爲めアラビヤ諸國(埃及、サウデアラビヤ、イラク、シリア及びパレスタイン)の代表を倫敦に集め、パレスタイン會議を開催し、出來得る限りアラブ人の希望を探り入れた解決策を講じ、他方英國國內の統一を計らんが爲め、愛蘭のウルスター問題を検討し、進んで英國國防力の増進を計り、以て英國の綜合國力を整備擴充し、之と平行して英國外交政策の樹立に邁進しつゝある情勢である。

チェッコ併合後、先づ波蘭に對し一方的な自發的保障宣言を爲し、續いて英波相互援助條約の

締結に努力し、又伊太利のアルバニア併合後希臘及び羅馬尼亞に對して一方的援助宣言を爲し、續いて土耳其に對し交渉を進めて居ることは前述の通りである。此の宣言問題に對しては英閣下院に於て種々論議せられたが、其の討議要領は左の通りである。

(イ) アトリー(労働黨)

獨伊支配者の言は信ずることが出来ない。眞に戦争を避けんと欲するならば軍備の充實を必要とする。英首相の宣言中蘇聯邦に言及のないのは遺憾である。集團保障の爲めには英、佛、蘇の連衡が必要である。其の途上には幾多の困難があるであらうが、危険を前にして斯る困難は克服せられなければならない。英、佛、蘇間に完全な協調が成立すれば、平和を欲する爾餘の國々は其の傘下に馳せ參するであらう。

(ロ) シンクレアー(自由黨)

伊太利のアルバニア侵入は英伊協定の死滅を意味する。武力を與へずに保障を云々したところで無益である。バルカンに於て之を與へる唯一の國は蘇聯邦である。然るに首相の蘇聯邦に對する態度は冷淡且つ消極的であり、眞に侵略に對抗する爲めには、蘇聯邦との協力確保が必要である。

(ハ) チャーチル(保守黨)

平和維持の爲め即時實行すべき點が二つある。第一は蘇聯邦との全面的協力、第二はバルカン諸國間の統一増進である。バルカン諸國間の協力が實現すれば、歐洲平和の維持は確保されるであらう。之が爲めには羅馬尼亞、ブルガリヤ間の協定を確保する必要がある。

之等に對しサイモン藏相は蘇聯邦に對しては四ヶ國聲明參加を勸奨したが、同國申入の條件を果すことが不可能であつた爲め、其の實現を見るに至らなかつた。然し蘇聯邦大使との間には常に緊密な連絡を保持して居り、政府は如何なる方面からの協力も歓迎するものであり、英、佛、蘇軍事同盟に對しても、主義上反對でないと答辯して居り、又上院に於けるスネル卿(労働黨)及びローヂヤン卿(自由黨)等に依る略々同趣旨の質問に對し、

ハリファックス外相は蘇聯邦との關係に特に言及しなかつたことに對し、不滿ある模様であるが、同國との交渉には困難があり、右困難は英國側に存する次第ではなく、吾人は常に蘇聯邦大使とは緊密な連絡を保持し來つた次第で、右困難を克服し得ないとしても夫れは英國側の責任ではない。政府に偏見があるとの解釋は、事實と距ること甚だしいものであり、吾人は困難の除去に全力を盡さなければならない。

との趣旨を答辯して居るが、右は英國の獨逸包圍第二線の結成に關し、英國朝野が蘇聯邦さへも引き入れんとし、如何に眞剣に考慮して居るか推察出来る。

尙其の後の英蘇會談の模様については何等公表せられてゐないが、莫斯科に於てシーズ大使とリトヴィノフとの會談は引續き行はれ、又マイスキ―在英蘇聯邦大使も四月十八日倫敦發歸國したが、英國側の目的は蘇聯邦引入れの政治的基礎を作ることにあるものと見られ、英國は蘇聯邦に對し波蘭及び羅馬尼兩國援助に關する保障は之を要求しないで、唯獨逸側の攻撃ある場合の、一般的保障援助を求めて居るもの、様である。即ち英國は全力を盡して波蘭、羅馬尼兩國援助を約して居るが、蘇聯邦は軍事上の援助には參加せず、波、羅兩國の後方を安全にし、又兩國に武器其の他の軍需品を供給する等の方法に依つて、一般的に有效な援助を與へることを豫定し居るもの、やうであり、斯くして軍事的援助を潔としない羅、波兩國の反對を、解消しようとして居るのではないかと考へられる(羅、波の軍事的援助反對の理由は既述の通り)。以上の外、蘇聯邦空軍の援助に關する協定成立説は新聞紙に傳へられて居るが、北海及び東部地中海に於ける蘇聯邦空軍の援助に關して、佛蘇、英蘇、佛波、佛羅間に交渉進捗中の模様である。

今回英國が外交上の一大轉換を行ひ、波蘇、羅馬尼及び希臘に保障を與へ、又蘇聯邦及び土耳其の抱き込みを策し、樞軸諸國に對抗して、萬一の場合一戰を辭せない態度を執るに至つたのは、佛と密接な連繫を執つた結果であることは勿論であるが、其の背後に米國の有力な聲援のあつたことは、其の後米國大統領のヒットラー及びムツソリーニに對する三十一ヶ國不可侵要請のメッセ―ヂ發出に依つても明らかであり、在歐米國官憲の活躍も相當活潑に行はれて居る様に見受けらる。

以上の如き英國外交政策に對しては、英政界上下各方面に於て之を支持し、シチ―方面も亦之に賛意を表して居るが、唯一部の理想派が蘇聯邦との提携の手緩いのを非難して居る。

最近に於ける歐洲時局の發展が、アングロサクソン特有のセンチメンタリズム若くは正義觀に訴へられた結果、右政策は益々強化する傾向にあることは、歴史の證明するところである。

英國に於てはアルバニア問題一段落後は、伊太利の約束した五月スペイン撤兵問題を繞つて、次の危機が発生するのではなからうかと不安な空氣が漸やく深刻となつて來た。西班牙問題に付いては西國の防共協定參加に依つて、獨、伊との間に完全な軍事協定が成立したと見る向があり、西班牙領モロッコのセオタに於ける軍隊の増加は、ジブラルタルに對する西班牙の要求を反映せるもので、西班牙問題の背後には獨、伊のあることは既に明瞭である。チェンバレンとしては英伊協定を楯として西班牙問題の解決を計らうと焦慮して居るが、其の結果に付いては餘り期待をかけてゐない英國は、他方經濟的に西班牙進出を畫策し、西班牙再建には當然資本を必要とするところから、英資本を餌に西班牙の歡心を買はんものと努力して居る。

以上の如く英國は獨、伊の脅威に對し、各方面に於て銳意對抗策を講じ、アドリア海、地中海及びバルカン政策に重要な手を打ち、又反獨、伊宣傳に大童となつて居るが、英國側焦慮の様子は蔽ひ難く、四月四日ポーツマスでアークロイヤル艦上から行つたスタンナップ英海相の演説中英國高射砲隊に配備命令を出した爲め、多數の缺席者を出したのは遺憾に堪えずと述べ、英國朝野にセンセーションを捲き起した事實は、英國に於ける對獨恐怖を如實に暴露したるものと云へよう。

英國としては國力の充實、獨、伊包圍策並びに宣傳戰に依つて獨、伊の發展を阻止しようとの意圖を有するもの、様であるが、果して右に依り獨伊全體主義國家の牽制を爲し得るかどうかは、甚だ疑問と云はなければならぬ。

一〇、佛 國

佛國の傳統的政策である英佛協力の政策には依然として變更なく、獨逸のチエッコスロバキヤ合邦に對しても佛國は英國と同一歩調を採り、三月十七日附を以て英國と同趣旨の抗議文を獨逸に提出し、英國の共同宣言案に對しても直に同意を行ひ、又駐獨大使の召還に付いても英國と同様三月十九日附を以て之を行つた。尙三月二十一日には國力の強化及び増産に關する全權

法に伴ひ、左の十二箇の大統領令を公布した。即ち

- (一) 陸軍再編成。
- (二) 軍管區二十區設置。
- (三) 必要に應じ除隊期及び豫備役期間延長。
- (四) 増兵強化。
- (五) 一週六十時間勞働制及び勞働者雇傭に許可制。
- (六) 各縣職業紹介所を勞働大臣の管轄下に。
- (七) 軍需事業前貸金制度の確立。
- (八) 陸軍造兵技師の増加。
- (九) 國防大臣官房に生産指導局設置。
- (十) 軍事情報機密保持。
- (十一) 防空施設。
- (十二) 徵集制の簡易化。

以上は人民戰線政府以來兎角弱體化しつゝあつた各方面の機構の擴充整備を目指したものであり、右は英國と同様國力強化の第一前提と見られる。

尙佛國大統領ルブランはボンネ外相を帶同、三月二十一日から二十四日迄英國を訪問し、英佛協商の一大デモンストレーションを行った。尙それから數日後の二十九日には、佛國首相ダラディエはラデオ演説を以て、特に英佛協調の點を力説したのであつた。

伊太利のアルバニア併合に對しては、四月九日國防會議を開催し、歐洲の危機切迫に對し討議するところがあつたが、議員中に伊太利の今回の措置は、却つてチユニス方面の風當りを殺ぐべしと口を交らすものがあつたが、右は佛國人の最も端的な感情を現はしたものと認められるのである。越えて十三日英首相の希臘及び羅馬尼に對する援助聲明に平行し、ダラディエ首相は同日現下の國際情勢に際し、佛國の執るべき態度につき閣議の承認を経た上、佛國政府は地中海及びバルカン半島に於ける現状維持を計らんが爲め、羅馬尼及び希臘兩政府に於て其の獨立を脅威せられ、且つ之に對し抵抗する決心を爲した時には、佛國政府は羅馬尼又は希臘に對し、即時に能ふ限りの援助を爲すべきことを約すとの、特別の保障を與へる旨を聲明した。

英國の波蘭抱き込み運動活潑の此の際、佛國は佛、波間相互援助條約の存在を指摘したばかりで、何等表面的行動に一步も出なかつたし、又ベック波蘭外相が訪英の節、巴里立寄の噂があつたにも拘らず遂に姿を見せず終ひで、所謂平和チャンピオンシップを英に獻上してしまつたかの觀を呈した爲め、佛國輿論は政府の不活潑に不満の聲を放つ者もあつた。然し政府は現

在は演説や會議の時期に非ずとして之に耳を藉さず、著々と國力整備に邁進して居る狀況である。

ブラーグ進出後續行せられた佛國豫備兵の召集に依つて、現在では百萬の軍隊を國內に算へるに至つたが、軍需工業等又活氣を呈し、防空設備の完備、市民避難地區の指定、防諜に関する各種措置、例へば外國人の徵發及び結社に関する法令の公布等が行はれ、他方植民地の防備も嚴重にし、又軍艦多數をジブラルタールに集結して（戰艦二隻、巡洋艦三隻、驅逐艦其の他十一隻）同方面の形勢に備へて居るのであるが、かゝる政府の不言實行の強力政策は、一般人心に相當強い反響を與へて居る。

尙ボンネ外相は過日來殆んど連日のように、蘇聯邦大使スーリツツと會談して居るが、右は蘇聯邦の援助關係に付いてあり、波蘭及び羅馬尼が蘇聯邦兵の一兵をも國內に入れることを好まないところから、右に牴觸しない範圍内で、最大限度の援助を實現させようとして、武器を初め物資の供給等を計り、又戰爭勃發の際英、佛、蘇空軍協定を締結しようとして努力して居るものゝ如くである。

西班牙に對しては、英國と同時に同國を承認し、ベタン元帥を全權大使としてフランコ側に派遣したが、其の後各種の情報を綜合してみると、ジブラルタール、タンヂエ及び西班牙領モ

ロツコ方面の情勢面白くなく、フランスを取り捲くアラランジストは徹底的に獨、伊の味方で、戦争の場合西班牙からの脅威を受けることを覺悟しなければならぬと、論じて居るものがあり、西班牙近海に於ける獨逸艦隊の演習も、多分に同方面に對する獨、伊の壓力を意味するものと考へて居る。

佛國一般の輿論は今回のアルバニア事件に依つて、英佛共同して希臘及び羅馬尼を保障したけれども、右保障の實效如何に付いては懷疑的態度を抱く者多く、希臘及び羅馬尼は白耳義、和蘭兩國とは異り、何れも地理的には獨、伊、洪樞軸の彼方に在ることではあり、希臘、羅馬尼の軍事的抵抗は殊に微弱で、一週間を支へることが出来るかどうかの確信すらなく、然かも義務兵役のない英國の陸軍と、獨逸に比し三分の一の劣勢にあると云はれてゐる佛國空軍を以て、良く勝算ある攻勢に出ることが出来るか、頗る疑問であると判断せられて居る。況んや兩樞軸の全面的衝突は、勝敗の如何に拘らず多大の疲弊損害を齎らすことは必然であり、佛國傳統的の戦争嫌ひの氣持は依然として強く、新聞の論說に反響してはゐるが、獨逸の發展に對しては、何時かは之を武力的に阻止しなければならぬ必要に迫られて居ることを自覺し、漸やく眞剣な氣持で軍備充實及び國力増進の爲め、全力を傾倒しつゝある情勢である。

一一、蘇 聯 邦

蘇聯邦は獨、チ合邦後英佛と共同し、三月十八日リトヴィンフ外務人民委員は獨逸大使に抗議を申入れ、獨逸の暴力に依るチェッコ併合は、チェッコ國民の同意なくして行はれたもので、獨逸年來の主張である民族自決主義に反すること明らかで、斯の如き手段に依る政治情勢の變化は之を認めることは出来ない。中歐の政治的安定並びに民族安定感に與ふる打撃は甚大と云はなければならぬ。又世界平和維持の爲め嚴重抗議するとの趣旨を述べ、更に共同宣言問題に關する英國提案に對し、二十日附を以て同意を與へたが、波蘭、羅馬尼側の躊躇の爲め右は實現するに至らなかつた。更に蘇聯邦は英國側の一方的な自發的波蘭援助宣言に先立ち、集團保障政策を受諾するならば、波蘭の援助宣言に参加する用意がある旨を述べて、列國の間に會議開催方を懇願したが、英國は時局は最早會議並びに討議の時期で無く、實行にあることを主張し、此の蘇聯邦側の提議を斥け、四月三日對波自發的の一方的宣言を行ふに至つたのである。

然しながら英國としては、英國の部に於て述べた通り、英國輿論が對蘇聯邦接近を強調してゐる點を深く考慮し、其の後も繼續して蘇聯邦側と會談することゝあつたが、先づ三月二十三日から二十八日までハドソンを莫斯科に派遣して、通商問題に關し會談せしめた。右ハドソ

ン、ミヤコン會談の内容に付いては何等發表せられ無かつたが、通商問題の全般に對し検討を行ひ、英蘇通商關係の新紀元を劃する爲め、倫敦に於て會談續行を爲すべきことを決議した模様である。

伊太利のアルバニア併合後、英國の對獨包圍陣の第二線となつて來た蘇聯邦の態度は、最も注目を要するところで、蘇聯邦は集團保障を固執しながら然かも實力行使は絶対に回避しようとし、従つて英波協定すら好感をもつて迎へて居ない。全く首足を引込めた龜のような状態にあるから、英國としても未だ蘇聯邦に對する警戒的態度を完全に放擲することが出來ず、羅、波等としても英國の提案を丸飲みにし得ないのも實は此の點にあるのである。羅馬尼も波蘭も共に蘇聯邦の協力を希望しないことは明らかであるから、英が蘇聯邦と共同保障を策してみても、容易に成功し得ないであらう。然し最近モスコに於て英大使とリトヴィノフとの間には、數回に亘つて會談が遂げられて居り、此に何等か具體的成果を見る機運になりつゝあることは否めない事實である。會談内容は新聞には種々報道せられて居るが、察するに英より蘇に對し對獨開戦の場合、航空機に依る援助を求め、又羅、波兩國へは軍需品及び原料品を供給する事を要求したもののようである。更に一部に傳ふる所に依れば、英國は蘇聯に對し獨伊に對する軍需品及び原料品の供給拒絶を求めた模様である。

(26)

尙莫斯科會談は一時中止せられ、マイスキー駐英大使の歸英の結果蘇聯邦政府と打合せがなげられ、愈々同大使の歸任を俟つて交渉再開の運びとなる模様である。蘇聯邦としては歐洲に於ける他國間の戦争誘發に役立つ場合を除いては、極力自由なる立場に留まらんとし、英蘇會談に於てもコミットメントを避けつゝあるものと觀測せられる。

今次英佛の波、羅兩國に對する保障宣言は、波羅兩國が獨逸軍の通過を許さない限り、獨逸の對蘇攻撃は英佛との開戦を覺悟する必要があり、従つて蘇聯邦の西部國境は著しく安定性を強化した觀がある。蘇聯邦は常に平和不可分を説き、集團保障を主張してゐるが右主張の根柢には、極東に於ける日蘇衝突の場合に對する懸念が存して居り、英國との交渉に付いても此の點を考慮する必要がある。蘇聯邦の土耳其に對する態度は、土耳其はいづれ獨、伊の壓迫を受けるものと見て居り、羅、波に對する獨逸の攻撃の際、土耳其の中立態度を要望する模様である。土耳其に危機切迫した場合には蘇聯邦は之を援助し、回教國である土耳其に獨逸、伊太利否英、佛の手すら自由に伸びる事を欲しない旨を、機會ある毎に土國に印象づけて居るのである。

(27)

伊太利のアルバニア併合後、十五日午前米國大統領は十四日附を以て、ヒットラー總統並びにムッソリーニ首相に對し、歐洲三十一ヶ國不侵略要請のメッセージを發し、此等諸國間の相互保障成立の上は會議を開いて、軍縮及び國際通商障害除去の二主要問題を議することを提案し、又米國は政治問題に付き關係國間に話を爲す際、喜んで之に参加する旨のメッセージを發したことを披露した。

米國大統領の今回の獨伊に對するアツピールは、要するに向ふ十年間波蘭、羅馬尼、希臘等の領土に兵を進めない保障を與へるならば、仲介者として他方諸國からも同様の保障を取付け、且つ軍縮並びに通商障害除去に付き會議を開催し、政治問題に付いては直接關係國間に話を爲す様要請したものであり、右は最近チェッコ、メーメル、アルバニアと次ぎ次ぎに起つて來た獨伊の進出に對し、英佛を助け獨伊を牽制せんとして居た折柄、獨逸のダンチヒ進出説が傳つた爲め獨逸の機先を制して英佛の對羅、波、希保障に力を付けたものとしたものと考へられる。

右は極東に於ける日本を引合に出さず、専ら歐洲方面の場合を豫想して居るものであるが、米國としては目下の關心は歐洲に在るので、此の際日本を獨伊と同列に取扱ひ、却つて日、獨、伊の連繫を固めるのは不得策と考へた結果と思はれる。

但し右メッセージ發出後、太平洋艦隊を大西洋から太平洋に歸還せしめたことは、同じく日本

に對し脱みを利かす爲めの政治的ヂェスチユアと觀察することが出来る。右メッセージに對し、獨伊側は到底受諾しないだらう位のこととは、初めから豫期して居る所であらうが、狙ひ所は歐洲に戰爭勃發の際は獨伊の責任であることを豫め明瞭にし、時期を失しない内に全世界の輿論を英佛に動員し、同時に世界政局上に於ける米國のプレステイヂを高め、之を以て内政上現民主黨政府の立場を有利ならしめようとして居るものと觀察せられるのである。

今次のアツピールに依つて米大統領が歐洲問題に一步を踏み出し、英佛援助の氣勢を一段と明瞭にしたが、其の結果萬一獨伊と戰爭勃發した際は、米國の物質的援助が相當迅速に行はるべき機運が醸成せられたことは、齊しく認められる所である。

之に對する歐洲列國の反響を見るに、英佛側の立場は著しく強化せられ小國側をして英佛加擔の機運を助長したものと云へよう。小國側に於ては大體に於て之を觀迎して居るが、一部に於ては英佛の立場鞏固となるに従ひ却つて獨伊を焦立たせ、事態の推移を早めるものではないかと思ふ向もある。

伊太利のガイダ氏はルーズベルトのメッセージを評し、ル大統領は二個の根本的誤謬を起して居ると爲し、即ち米國は斯る提議は秘密にさるべきところ、之を公表したのは國際儀禮に反して居り、又ル大統領は獨伊のみを掲げて居るが、歐洲情勢は獨伊の一方的態度に依つて支配

せられるものではない。英佛等を引合に出さないのは獨伊を豫じめ侵略者と断定し、之に烙印を押そうとする悪意を有する提議と云ふべく、右は決して歐洲の平和を齎らす所以でないと思へて居るのは、獨伊の態度を示唆するものであると云へよう。

一三、獨逸

三月十五日チエッコ大統領並びに外務大臣の伯林訪問の結果、一夜でチエッコを獨逸の保護下に置く獨逸協定の成立を見、ヒットラー總統は十六日の夕刻ブラーグに入市し、十六日附を以てボヘミア、モラヴィアを大獨逸領とする十八ヶ條から成る總統令の公布を見るに至つた。之に對して列國の外交的活動は急に活潑となり、英佛は既述の通り之が對抗策として獨逸包圍政策に奔走して居つたが、獨逸は何等右顧左眄する事なく、英佛が駐獨英佛大使を召還すれば獨逸も亦駐英佛獨大使を召還してしまひ、三月二十三日には獨逸經濟取り極めを締結し、著々の地盤を固めつゝあつた。一方ダンチヒの聯盟高級委員ブルツクハルトは壽府聯盟事務總長アッノルを往訪し、ダンチヒ自由市の今後の態度等について會談する所があつた。然し一説には聯盟の面目維持の爲め、一方的引揚の斷行について種々協議をしたのだとも傳へられて居る。元來波蘭はダンチヒ問題については獨逸と同様聯盟を相手とせず、獨逸兩國間の直接交渉に依つ

(30)

て處理しようとする默契が成立して居たものゝようである。大體波蘭としては、多數の獨逸人が在住してゐる同市が、獨逸本位に行わるゝことには異存の無い模様であり、獨逸側の要求が波蘭の對面を傷けず、又同港に對する波蘭の自由使用を妨げない範圍のものならば之に應ずる用意があることを述べて居たのである。

獨逸は更にリツベントロップ外相をリトワニアに派遣し、ウルブシス外相と會談せしめた結果、メーメルを獨逸に返還する條約を締結することに成功した。右に關しリトワニア政府は三月二十一日左の通り聲明を發表した。

一、ツエルサイユ條約の結果獨逸から割讓したメーメル地域は獨逸に復歸する。

二、リトワニア軍並びに警察は同地域から撤退し、行政事務は委員を任命して之に執行させ、經濟財政管理問題及び國籍問題は別に協定する。

三、リトワニアの爲め自治地帯を設ける。

四、相互友好關係増進の決意を保障する。

五、本條約は署名の日から效力を發生す。

越えて三月二十三日、獨逸はスロバキア國との間に保護條約を締結したが、其の内容は左の通りである。

(31)

第一條 獨逸はスロバキアの政治的獨立及び領土保全の保護に當る。

第二條 獨逸は右保護遂行の爲め軍事施設を設置し兵力を駐屯させる。

第三條 獨逸國防軍と密接な連絡の下にスロバキア國防軍を組織する。

第四條 スロバキアは本協定による保護關係に關し、常に獨逸と密接な連絡を保ち、スロバキアの外交政策を樹立する。

第五條 本條約は署名と同時に效力を發生し、二十五年の效力を有す。

このように獨逸は著々と其の所信を貫徹し、其の傳統的的政策である東進政策の地盤を築く一方、獨逸樞軸強化の爲め獨逸國防軍參謀總長カイテルをインスブルックに派遣し、四月五日及び六日の兩日に亘つて伊太利の參謀總長バリアニと會談せしめた。

四月八日伊太利のアルバニア併合が實現されるに及んで、獨逸は全面的に之を支持する態度に出た一方、四月十三日には獨逸は海軍春季大演習を西班牙近海で之を行ふ旨を宣言して、英佛に對し一大デモンストレーションを行つた。此の間列國に於ては種々對獨牽制策を計り、盛んに外交的暗躍を試みたのであるが、宣傳戰による反獨工作に大童となつて居たことは既述の通りである。

然るに四月十五日突如米國大統領は獨伊兩巨頭に對し三十一ヶ國を列擧した上、之等の國に

對しては不侵略を確約するよう要請し、十ヶ年(出來得れば二十五ヶ年)の平和確保を要望し、右實現の曉は軍縮問題並びに通商上の關稅障壁問題について國際會議を開催し、又政治問題については直接交渉に依る解決手段に盡力する旨の「平和の親書」を送達したのであつた。

之に對しヒットラー總統は慎重研究の結果、四月二十八日獨逸國會で歴史的大演説を行ひ、獨逸の外交政策を闡明し、之を以てルーゾヴェルト大統領への回答と爲し、之を駐獨米大使に正式に交附した。右は獨逸の現政局に對する態度を最も直截に述べて居ると認められたから、左に其の演説の要旨を掲げる事とする。

一、世界大戰の結果一億五千萬の獨逸國民の權利は蹂躪せられ、獨逸民族は經濟的存在の手段を奪はれた。

二、ヴェルサイユ條約は諸國民の民族自決權を提唱して居りながら、歐洲の發展の爲め最も必要な事柄に顧慮を拂はず、民族自決權をも蹂躪して恥ぢなかつた。

三、ザールが獨逸に復歸したことによつて、獨佛間の領土歸屬に關する問題は最終的に解決された。

四、洪牙利、ユーゴスラヴィア、白耳義、瑞西、丁抹は獨逸の聲明に答へ、嚴正中立を守る用意がある旨を明らかにした。

五、獨逸合邦の實現に依つて、ツエルサイユ條約が七百五十萬の獨逸人に對して爲した不正を是正した。

六、ボヘミア、モラヴィアを獨逸に編入したのは、兩地方に四百萬の獨逸人が居住して居る外、兩地方は獨逸と緊密な經濟的協力無くしては存在を續け得ない爲である。チエツコ國民の起源は獨逸と異にしてゐるけれども、其の文化は千年に亘つて獨逸と密接な協力關係を續けて來てゐるので、兩國の緊密な提携は兩國に福利を齎すものである。

七、チエツコ問題の解決はミュンヘン協定と何等關係はない。世界大戰となる虞のあつた問題を解決出來たことは喜ばしい。

八、英國は獨逸をかれこれ云ふ權利はない。チエンバレン首相との間に結ばれた協定はチエツコ問題には關係なく、専ら英獨兩國間の問題である。

九、チエンバレン首相は最早之以上獨逸に信を措き難いと言明したが、現在でも英獨兩國は再び戦ふことはないと思つてゐる英國が、獨逸との戰爭を不可避と考へて居る事は遺憾である。

十、英國に對し提出し、或は又將來も提出するであらう唯一の要求は、獨逸植民地の返還である。然しこの問題が武力紛争の原因となる謂れない事は、常に強調して來たところである。

十一、英國が獨逸との戰爭を不可避と確信し、且つ其の態度を獨逸包圍政策によつて確認してゐる現在では、英獨海軍協定の條件は最早無効であり、其の旨を英國政府に通告した。

十二、メーメル問題を一滴の血も流さず祖國へ復歸せしめた獨逸は、リトソニヤとの間の平和維持については深い關心を有して居る。獨逸はバルチック諸國を最も重大な貿易仲間と考へてゐる。

十三、獨逸間に未解決の儘残された一つの問題は、百バーゼント獨逸人の町であるダンチヒ自由市が、獨逸への復歸を希望して居ることである。

獨逸が波蘭政府に對して爲した提案は左の通りである。

(一) ダンチヒを自由市として獨逸に返還すること。

(二) 獨逸は波蘭廻廊を通じて鐵道建設權を得、且つ之に治外法權的性質を附與すること。

右要求に對する代償としては左記の諸項を提案した。

(イ) 獨逸はダンチヒに於ける波蘭の經濟的權利を全面的に承認すること。

(ロ) ダンチヒに自由港を設立し波蘭の完全な利用を保障すること。

(ハ) これによる獨逸兩國の新國境を以て最後のものと認めること。

(ニ) 波蘭との間に向ふ二十五ヶ年期限の不侵略條約を締結すること。

(ホ) 獨波洪三國はスロバキアの獨立を保障し、且つ獨逸がこれ等地方に於ける一方的新權樹立の放棄を意味する共同誓約に署名すること。

以上獨逸側の提案に對する波蘭政府の回答は否定的であり、代案として、

(一) 聯盟の高等辨務官制度の改廢。

(二) 廻廊を横斷する交通路の設置方法。

については協議の用意がある事を闡明した。

十四、英波協定はピルスズキー元帥との間に締結した協定と背馳してゐる。同協定は當時現存する唯一の協定である佛波協定を認めたと過ぎない。波蘭の他國に對する義務の擴大は即ち獨波不侵略協定とも相背馳してゐる。斯くて獨波兩國を拘束する協定は今や存在して居らず、右は波蘭政府に對し通告済である。

十五、獨逸の最高目標は日獨伊三國間に益々緊密な關係を樹立することにある。それはこの三大國の自由と獨立の確保が眞の人類文化と公正な世界秩序の建設に對し、最も強力な要素と見做して居るからである。

十六、ルーズヴェルト大統領は歐洲では三ヶ國、亞弗利加に於ては一國が其の獨立を喪つたと述べてゐるが、此等の國家は一九三八年に其の獨立を喪つたのではなく、一九一八年に夫々

祖國から切り離された時既に獨立を喪つてゐるのであつて、亞弗利加に關しては自由を喪つたのは單に一國のみでなく、殆んど凡ての住民は殘酷な暴力から自由を奪はれてゐる。

十七、ルーズヴェルト大統領は、凡ての國際問題は圓卓會議によつて解決出來ると述べられたが、二十年に亘る最大の會議(國際聯盟)の活動にも拘らず、重大な國際問題は解決されてゐない。

十八、ルーズヴェルト大統領は獨伊から保障を要求する權利はない。

十九、ルーズヴェルト大統領列舉の諸國は、ルーズヴェルト大統領の措置に同意を與へてゐない。

二十、獨逸は獨立の保障を欲する國であつて、且つ其の國の政府が相互的な提案を以て獨逸に接近し來るものに對しては、其の保障が相務的なものである限り如何なる國に對しても斯る保障を與へる用意がある。

以上に依つて獨逸の進むべき方向はダンチヒ問題と、對波國交調整問題及び對英植民地要求問題と見ることが出来るが、對波要求については既述の通り、獨逸としては誠に穩健な申出を爲したのであるから、波蘭としても充分研究する必要があると認められる。今回の演説から判斷してみると、波蘭は英國との相互援助協定を過信すると同時に、英國の宣傳に乗せられ、豫期に

反し對獨態度を硬化したものと見られるのであつて、獨波關係の將來は相當憂慮されるに至つた。然しヒットラー總統の演説でも判るように、交渉の餘地は尙殘して居るのであるから、獨波國交調整は目下の所未だ絶望とは云ひ得ない様である。何れにしても獨逸の東進政策に變更あるものとは考へられず、右は既に Mein Kampf に明瞭にされて居り、今回の獨波不侵略條約の破棄も此の意味で把握せらるべきものである。

然しながら今回の演説に一貫して居る精神は、海軍協定の破棄、植民地要求等獨逸側の要求は單的に述べて居るものゝ、何ら挑戰的態度の見受けられない事であり、殊に植民地要求問題については、明文化武力的紛争を惹起するものでない事を明らかにして居るのである。右を以て見ても、獨逸側としては今急激に何等かの行動に出るものとは考へられないから、偶發事件の起らない限り、歐洲の平和は尙暫く維持せられるものと考へられる。

翻つて獨チ合邦の經濟的意義を觀察してみると、チエツコ中央銀行の保有金は一千七百萬磅であつて、在外正貨は八百萬磅、之に國外資金其の他を加へると約六千萬磅(尤も一説には四千萬磅と云はれてゐるが)の資金を獲得した事となり、右は獨逸今後一ケ年の外國爲替支拂に該當するものと云へる。又獨逸はチエツコの優秀な武器及び軍需工業を獲得した事となり、此の方面に於ける勞働力の増加も、又忘れてはならない有利なる條件である。チエツコは更に大衆

向輸出用製品に富み、之等は輸出増進の見地から考慮に入れらるべきものであるが、之に反し從來チエツコが外國から購入して居た工業原料品は、今度は獨逸の負擔に於て輸入しなければならなくなり、又チエツコの外債支拂(主として米國)も、其の責任に於て行はれなければならなくなるのである。

又チエツコは對英貿易に於て數百萬磅の出超を示して居たが、對英關係の惡化と共に、此の方面に於ける輸出の減退も又已むを得ないものと考へられる。更に在外資金中にも獨逸側に於て調達しない部分が多數であり、チエツコの治安維持、各種施設の設置等の爲に既に費された經費並びに今後の建設的事業の遂行の爲には、多額の資本を要するであらうし、チエツコ合邦に依つて直接獲得した利益は、一説に依ると既に消費し盡されたとさへ云はれてゐる位であり、之に獨逸經濟確立の爲めには、更に他の資源並びに市場を獲得する必要があるのであつて、これが爲め、獨逸の東進政策の必要が生れて來るのだと見てよいのである。従つて今回のヒットラー總統の演説が、急激な事態の惡化を齎さないであらうことは略、首肯出來るが、問題は依然として將來に残されて居るものと見るべきである。

一四、伊 太 利

伊太利は獨逸のチエッコ合邦に關しては全面的に之を支持し、又四月五日から六日に亘るインブルックに於ける獨逸國防軍參謀長カイテルと伊太利參謀長バリアニとの間には、兩國の軍事的提携問題について協議が行はれ、獨伊樞軸の強靱性を大いに發揮するところがあつたが、伊太利軍は四月六日アルバニアに上陸し、八日には主都チラナを占領するに至つた。

其の原因としては種々掲げられてゐるけれども、アルバニア國王ツォーグ一世は、曩に伊太利軍の派遣を要求したが、右は同軍隊をユーゴスラビヤ國境に集結する爲であることが判明した爲め、今回の行動となつたものであると伊太利當局は説明して居る。此の伊太利側の行動に對して、英國は四月八日閣議を開催し、英伊協定並びに伊ア條約違反を指摘して抗議することに決定し、佛國も九日國防會議を開催し、十三日英佛共に希臘及び羅馬尼亞に對して一方的援助聲明を爲したことは既述の通りである。然しながら伊太利は十二日附を以てアルバニアを正式併合し、アルバニアは王位を伊國王に獻上することとなり、十三日のフアシスト大評議會では同國併合の正式宣言を行つた。他方ムツソリーニは希臘政府に對し、伊太利はコルフ島占領の意思なく、伊太利と希臘との間には、友好關係保持の意思があることを確約する旨の親書を送達したのである。

獨逸のチエッコ併合並びに伊太利のアルバニア合併の事實が歐洲外交に異常な波瀾を捲き起

し、米國大統領のメッセーヂからヒットラー總統の國會に於ける演説に迄發展したことは既述の通りであるが、其の間伊太利は、著々として南歐に於ける地盤を確保しつつある事例は、左の二つの事實で了解出來よう。

(一) 伊太利と洪牙利との羅馬會議は十八日午後から開催され、其の内容については不明であるが、洪牙利と獨伊樞軸との提携問題、洪牙利羅馬尼亞間の國交調整に對して、伊太利の斡旋並びに獨洪會議で論議せられる筈の對東歐政策等について協議せられた模様である。

(二) 二十一日及び二十二日の兩日はベニスでチアノ(伊國外相)とマルコビッチ(ユーゴスラビヤ外相)との間に會談が行はれたが、右はユーゴスラビヤ、洪牙利兩政府間の懸案問題、洪牙利不侵略協定の締結問題、並びにユーゴスラビヤの防共協定參加問題等が論議せられた模様である。

越えて二十九日には洪牙利のテレキ首相と、チャーキ外相が伯林を正式訪問したのであるが、右は獨、洪、伊三國の緊密化を物語るものと見られるのである。尙ヒ總統の國會での演説に對しては、全面的に之を支持してゐるが、其の後別段新たな外交的デユスチーヌアは示してゐない。

ルーズベルトのメッセージに對するヒットラー總統の演説については、之を寧ろ穩健なもの
と見る向が多く、獨逸の脅威が目下のところ、直接此等の地方に感じられてゐないところか
ら、無用に獨逸を刺戟することを避けて、比較的沈黙乃至は不即不離の態度を執つてゐる状態
である。

一八、西班牙

一月三十日バルセロナの陥落、ネグリン首相の失脚、アサニア大統領の佛領避難等によつ
て、事實上西班牙革命は終結を告げ、英佛兩國政府は二月二十七日フランコ政権を正式に承認
し、佛國はベタン元帥を駐西大使として任命し、英國も亦西班牙に對する經濟的援助等を餌と
して、英西接近策を講ずるに至つたが、フランコ軍は三月二十八日遂にマドリッドを陥れ、茲
に統一を完成するに至つた。

西班牙に對する將來の見透しとしては、英佛がどの程度經濟的に西班牙に接近し得るかどう
かの點、又獨伊兩國はイデオロギーの見地から、どの程度迄西班牙にその勢力を維持し、且つ
獨伊兩樞軸の強化を計り得るかどうかの點にかゝつてゐるものであるが、伊太利はフランコ軍
凱旋閱兵式終了と同時に、伊太利義勇兵を撤退するとの言明を爲し、英國側は右は歐洲時局を

緩和するものと見做し之を歓迎して居るが、果して右撤退が實行せられるかどうかの點につい
て、英國側は疑惑を抱いて居る模様で、最近西班牙モロッコ間に於ける軍隊の増加、バレアリ
ック等の防備問題に關聯して相當神經を尖らしてゐる模様である。

一九、葡萄牙

歐洲戰爭勃發の際、葡萄牙の地位は誠に重要性を加へるので、同國に對する英佛側並びに獨
伊側の策動は深刻を極めてゐる。最近フランコ將軍との間に西葡條約が締結せられたことに對
して、英國は之を西葡間の防共協定のようなものであると見做し、之を廢棄せしめようと狂奔
して居る状態である。

英國陸相のホアーベリシヤが來葡したことは、英國の對葡工作の一つの現れと見られるが、獨
伊側では比較的平靜に事態を見送つて居る。葡萄牙としては兩者間にバランスをとり、火中に
捲き込まれないように努力して居る模様である。

獨逸艦隊は西班牙近海演習後も、五月六日から十日迄リスボンに碇泊の豫定であるが、倫敦
方面では獨逸は右時期を利用し葡萄牙に革命を起し、現内閣を倒壊し、葡萄牙を西班牙に合併
して大イベリヤ帝國を建設する陰謀を策して居ると宣傳して居るが、右は英國側が如何に神經

過敏になつて居るかを物語るものであり、伊太利兵の西葡國境集中のデマと軌を一にする宣傳と認められる。

尙英葡間には石油發掘權獲得を目的とするアングロ・ポルティギーズ・オイル・コンパニー資本金二十五萬磅が倫敦で登記せられた由傳へられて居るが、右も英國の對葡工作の一つと認められる。

一〇、結 論

上述の通り歐洲の情勢は混沌としてゐて、列國の外交的活動は歐洲の東西を問はず誠に活潑であり、其の歸趨を知るに苦しむ程である。世界大戰勃發の歴史を見ても、何時如何なる突發事件が発生するかわからず、歐洲は今や戦争か平和かの岐路に立つて居ると云ふべきである。従つて將來の見透しも誠に困難であるが、其の結論を編み出す上に若干の暗示を與へて呉れる事實、並びに否定の出来ない政治的動向の存在する事は茲に附言して置きたい。即ち

(一) 獨伊は英佛が未だ戦争をする決心がつかず、準備も無いのに乘じて捨身の姿勢を執り、戦争の脅威を以て威壓しつゝ、尙戦争に至らないで、膨脹發展の希望を遂げて來た過去を回想し、出來得る限り此の手を續げんとして居る事。従つて二十八日のヒットラー總統の演説も

強力な言辭を用ひながら、未だ挑戰的態度を示さない事は、獨伊の心境のよい表現ではないかと思はれる。

(二) 英佛はミュンヘン政策の完全に失敗した今日では軍事、外交、内政上諸般の戦備を整へ、強硬態度を以て押し、之を誇大に吹聴して列國を獨伊側から遠ざけ、獨伊側を孤立に陥れ、獨伊の膨脹を喰止めると同時に、獨伊をして戦争を断念せしめようとし、此の意味で戦争準備は和戰兩様の目的に役立てようとして居るものと見られる。英國の徴兵制度も現在では政治的ジエスチユアーの意義大であり、獨伊に對する効果ばかりでなく、佛蘇に對する意味合も相當含まれて居ると見るべきである。

(三) 要するに双方共虚勢を張つて誇大に宣傳をしてゐるが、双方共戦争に迄進める肚を決めて居るものとは認められない。

(四) 然し戦争氣構の繼續と、外交、軍事上の白熱的競争を無限に續ける事は不可能であつて、外交、軍備の競争激化に伴ひ、國民生活上物心兩面の苦痛を増加すべく、勢の趨く所遂に戦争は避け難いとの印象も與へられる結果、何時戦争を開始する事が有利であるかと云ふ問題に歸著する惧が多分にある。即ち時間の経過は何れの利益に歸するかと云ふ問題となり、英佛側が從來無準備であつた丈、時間の経過は英佛に有利であると信じて居るようである。

(五) 然し和戦を決するものは結局獨伊、更に突き進めると獨逸の肚次第といふ事が云へるのではないかと思はれる。従つてヒットラー總統の二十八日の演説は、時局判断上誠に示唆に富むものであつたが、其の演説の焦點は英獨海軍協定の破棄と、獨波不侵略條約の破棄にあると云はなければならぬ。然るに英獨海軍協定は之を廢棄すると否とに拘らず、英國としては既に或る程度の對策を講じてゐたもの、ようであるから、右が直接戦争の原因となるとは考へられない。問題はそこで更に縮小せられ、結局獨逸の波蘭に對する要求貫徹の手段如何と、之に對する波蘭の態度並びに波蘭援助を約した英佛の決心如何と云ふ點に要約せられるのである。新聞の報ずる所に依れば、波蘭はダンチヒの割讓は斷じて之を拒否すると云ふ態度に出で居る模様であるが、茲に問題のキーポイントがあると考へられる。條理上からすれば波蘭もヴェルサイユ條約の不合理は充分認めて居り、獨逸の要求に對しては考慮を拂ふ餘地のあることを仄かしてゐるのであるし、獨逸も不侵略條約は破棄するもの、交渉の途は尙殘して居るのであるから此等から判断しても、本問題の解決は必ずしも不可能とは認められない。公平に見て波蘭に於て獨逸の要求を容れた方が賢明の様に感せられる。獨逸としても、波蘭の港の問題には充分の考慮を拂つて居る事は、ヒットラーの演説に依つても明らかである。

(48)

(六) 獨逸は英國に對しては植民地要求問題があるばかりだと云ひ、而も武力的に解決するようなものではないと云ふ點も、明らかにして居るのであるから、歐洲情勢の異常な緊迫化に拘らず、非常に近い將來に大動亂が起ることは理論上はあり得ないと考へられる。

(七) 然し獨逸の根本政策である東進政策は決して變更する筈はなく、此處に獨蘇衝突の宿命的事態の發生は、相當年月の後には避け得られない事は明らかであり、此の意味に於て日本は又歐洲の事態を注視しなければならない。其の時に於ける英佛の態度に關する正確な見透しは、充分研究の上確立せらるべきものであり、究極に於ては日本の對蘇政策の見地から歐洲の情勢を観察しなければならない。而して其の基礎には世界史的發展段階に於ける獨伊の地位、並びに獨伊樞軸の彼方に在る東歐の運命等に對する精密な認識を持つて置く事が、絶對必要である。然し右認識を以て、直に現在に於ける日本の對歐洲政策と解しては誤りであつて、現在支那と戦つて居る日本としては、先づ東亞新秩序建設を第一目標とすべきであり、歐洲問題に對して早急な結論を下し、日本の政策の自繩自縛を來たすようなことがあつては、輕卒の譏りを免れ得ないであらう。

(49)

(以上)

